

令和6年度 上越市U・Iターン支援事業



支援制度紹介サイト

記載しているのは主たる要件となりますので、必ずご利用前にホームページを確認してください。

※一部に移住の促進とは異なる趣旨の支援事業も含まれます。

1 情報収集・相談..... 2

- [市] 上越市ふるさと暮らし支援センター
- [市] 上越で暮らしませんか？ 町内会・自治会のご紹介
- [市] 上越市移住関連情報発信 SNS「住もっさ上越」
- [県] にいがた暮らし・しごと支援センター
- [市] 上越市ふるさと暮らしセミナー
- [市] 『上越で働く』U・Iターン個別相談会
- [県] 新潟県等が主催する移住イベント
- [民] その他の団体が主催する移住イベント

2 体験・交流..... 3

- [市] 上越市移住体験ツアー
- [民] 移住体験施設

3 移住サポート..... 4

- [民] 移住者まるごと支援会
- [民] 上越やまざと暮らし応援団
- [民] 柿崎を食べる会
- [民] 移住促進諏訪の会
- [民] かみえちご山里ファン倶楽部

4 就職..... 4

- [市] 移住支援金（上越市移住・就業支援金）
- [県] 移住支援金（保育・看護・介護・障害福祉人材確保）
- [県] にいがた暮らし・しごと支援センター【再】
- [国] ハローワーク
- [市] 上越市インターンシップ
- [県] U・Iターン学生就職面接等交通費助成事業
- [県] Uターン促進奨学金返還支援事業
- [市] 就労促進家賃補助金
- [市] 移住定住応援家賃補助金

5 起業・創業..... 7

- [市・民] 上越市創業支援ネットワーク
- [市] 移住定住応援家賃補助金【再】
- [市] 上越市創業スタートアップ支援補助金
- [市] 上越市創業支援利子補給補助金
- [市] 空き店舗等利用促進補助金
- [県] U・Iターン創業応援事業
- [県] 起業チャレンジ応援事業

6 サテライトオフィス等の設置..... 8

- [市] サテライトオフィス等家賃補助金
- [市] サテライトオフィス等リフォーム等補助金
- [市] サテライトオフィス等視察費用補助金
- [市] 上越妙高駅周辺地区商業地域レンタルオフィス・サポート事業補助金

7 住宅..... 9

- [市] 空き家情報バンク制度
- [市] まちなか居住推進事業（空き家マッチング制度）
- [市] 移住定住応援住宅取得費補助金
- [市] まちなか居住推進事業補助金（空き家の購入支援）
- [市] 移住定住応援家賃補助金【再】
- [市] 就労促進家賃補助金【再】
- [市] まちなか居住推進事業補助金（お試し居住家賃支援）
- [市] 空き家定住促進利活用補助金
- [市] 定住促進生家等利活用補助金
- [市] 空き家活用のための家財道具等処分費補助金
- [市] 公営住宅
- [市] 克雪すまいづくり支援事業補助金
- [市] 屋根雪下ろし命綱固定アンカー等設置費補助金
- [市] 木造住宅耐震診断支援事業

- [市] 都市ガス料金割引制度（新築お祝い割、子育てプラス割）
- [市] 都市ガス機器設置助成金制度
- [市] 市が分譲している住宅団地

8 子育て（情報収集・相談）..... 14

- [市] じょうえつ子育て info
- [市] 子育て応援ステーション
- [市] 子育て関連施設における相談
- [市] 母子・父子自立支援員による就労支援事業

9 子育て（遊びや交流）..... 14

- [市] こどもセンター
- [市] 子育てひろば

10 子育て（預ける）..... 15

- [市・国・民] 保育園・認定こども園・幼稚園
- [市] ファミリーヘルプ保育園
- [市] 病児・病後児保育室
- [市] こども誰でも通園制度（仮称）※試行実施
- [市・民] 一時預かり保育
- [市] オーレンプラザこどもセンター一時預かり室
- [市] 放課後児童クラブ
- [市] ファミリーサポートセンター

11 子育て（経済的支援）..... 17

- [市] 妊産婦医療費助成制度
- [市] 子ども医療費助成制度
- [市] 子育てジョイカード

12 子育て（医療機関）..... 18

- [市・県・民] 小児科
- [県・民] 産婦人科
- [市・県・民] 総合病院
- [市] 休日・夜間診療所
- [県] 救急医療電話相談
- [県] AI 救急相談アプリ

13 教育..... 19

- [市・県・国・民] 小学校・中学校・高等学校
- [市] 奨学金
- [市] 定住促進奨学金
- [県] 新潟県奨学金
- [市] 上越市若者奨学金返還支援助成金
- [県] Uターン促進奨学金返還支援事業【再】

14 農業を始めたい方へ..... 21

- [民] 新・農業人フェア
- [民] 全国新規就農相談センター
- [国] 新規就農者育成総合対策事業
- [市] おためし農業体験（宿泊費・交通費補助金）
- [市] 新規就農者の農地の確保、受入れ集落等とのマッチング支援
- [市] 大型特殊免許等取得費補助金
- [市] 農業用機械購入費補助金
- [市] 新規就農者住居費補助金

15 移住資金..... 22

- [民] 大光銀行「UI」ターン希望者に対する創業・就業支援
- [民] 八十二銀行「創業応援資金＜テイクオフ＞」
- [民] 日本政策金融公庫「創業支援」「継ぐスタ」

1 情報収集・相談

お気軽にお問合せ・ご相談ください

【市】上越市ふるさと暮らし支援センター（上越市の総合窓口）

「上越市はどんなところ？」
「雪はどのくらい降るの？」「移住する前に上越市の暮らしを体験してみたい」など、上越市への移住に関する相談をお受けしています。



なお、相談はオンラインでもお受けしています。
お気軽にお問い合わせください。

【所在地】新潟県上越市役所 多文化共生課内
【開設時間】8:30～17:15 月～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）



移住定住ホームページ



地域おこし協力隊ページ

問合せ先：上越市多文化共生課
（電話 025-520-5674）

問合せ先：上越市地域政策課
（電話 025-520-5673）

【市】上越で暮らしませんか？ 町内会・自治会のご紹介

移住者の受け入れに積極的な町内会や自治会を紹介しています。

紹介している町内会や自治会についてご質問等がありましたら、上越市ふるさと暮らし支援センターにお問い合わせください。



町内会情報紹介ページ

問合せ先：上越市多文化共生課
（電話 025-520-5674）

【市】上越市移住関連情報発信 SNS「住もっさ上越」

上越市への移住に役立つ情報や地域のイベント情報のほか、市内で活躍する地域おこし協力隊員の活動の様子などを、FacebookとInstagramで発信しています。

また、市内にお住まいの方が「#住もっさ上越」のハッシュタグをつけて投稿された記事をシェアしています。

ぜひご覧ください。



Facebook



Instagram

問合せ先：上越市多文化共生課
（電話 025-520-5674）

【県】にいがた暮らし・しごと支援センター

新潟県へのU・Iターンに関するワンストップ窓口です。ご登録いただいた方一人一人のニーズに合わせて、新潟の「暮らし」と「しごと」全般に関する情報提供、学生・社会人の就職・転職支援、オーダーメイドでの求人開拓、住まい探しのお手伝いなど、「にいがた暮らし」の実現をサポートいたします。

お気軽にご登録ください。

にいがた暮らし・しごとセンター



← 簡単登録はこちら

<https://www.niigatakurashigoto.com>

ホームページ「にいがた暮らし」もご覧ください。
<https://niigatakurashi.com/>

<大手町オフィス>

【所在地】大手町・TOKIWAブリッジ4階（東京駅日本橋口徒歩3分）
【開設時間】10:30～18:30 休業日／火曜日・祝日・年末年始

問合せ先：電話 03-6281-9256

※大手町オフィスは、新たな首都圏情報発信拠点「銀座・新潟情報館 THE NIIGATA」のオープンにあわせ、銀座に移転予定です。詳細はHPで確認ください。

<有楽町オフィス>

【所在地】東京交通会館8階（JR有楽町駅前）
【開設時間】10:00～18:00 休業日／月曜日・祝日・お盆・年末年始

問合せ先：電話 090-1657-7263

【市】上越市ふるさと暮らしセミナー

当市で暮らす方をゲストにお招きし、子育てや仕事、暮らしの様子などをお伝えするセミナーを、オンラインで開催します。

参加される方と一緒にフリートークも行いますので、転職、住まい、子育て、通園、通学、交通など何でもお尋ねください。

開催日	テーマ
7月開催予定	未定
2月開催予定	未定



← 移住セミナー紹介ページ
（過去の開催内容も紹介中！）

問合せ先：上越市多文化共生課
（電話 025-520-5674）

【市】『上越で働く』U・Iターン個別相談会

上越市へのU・Iターンを検討している人を対象に、仕事を中心とした生活全般に関する個別相談会を開催します。

開催日	会場
8月開催予定	オンライン開催
1月開催予定	オンライン開催

問合せ先：上越市多文化共生課
（電話 025-520-5674）

[県]にいがた暮らしセミナー

新潟県への移住に関心を持っている方を対象に、移住体験談や生活情報等を紹介するセミナーをオンラインと東京都内で開催します。

上越市も出展する予定ですので、是非ご参加ください。



開催日	会場
未定	オンライン開催
未定	対面開催 (東京交通会館予定)

問合せ先：新潟県しごと定住促進課
(電話 025-280-5635)

[県]にいがた U・I ターンフェア

新潟県内の市町村、企業、関係団体等が幅広く参加し、仕事や暮らしなどの多様な魅力を紹介する大規模なイベントを東京都内で開催します。上越市も出展しますので、是非ご参加ください。

開催日	会場
11月17日(日) (予定)	東京交通会館 (東京都千代田区有楽町 2-10-1)

問合せ先：新潟県しごと定住促進課
(電話 025-280-5635)

[県]他県との合同移住イベント

新潟県への移住に関心を持っている方を対象に、他県と連携しながら合同移住イベントを開催します。是非ご参加ください。

開催日	イベント名	会場
未定	新潟・富山・石川・福井・長野 北陸新幹線沿線5県合同移住イベント	東京交通会館
未定	新潟・福島・栃木・群馬 北関東磐越4県合同移住相談会	オンライン開催

問合せ先：新潟県しごと定住促進課
(電話 025-280-5635)

[民]その他の移住イベント

全国の自治体や団体などが出展するイベントが開催されます。上越市も出展を計画しています。

開催日	イベント名	会場
9月21日(土) 9月22日(日)	ふるさと回帰フェア	東京国際フォーラム
12月7日(土) 12月8日(日)	JOIN 移住・交流&地域おこしフェア	東京ビックサイト

問合せ先：上越市多文化共生課
(電話 025-520-5674)

2 体験・交流

まずは田舎暮らしを体験してみませんか？

[市]上越市移住体験ツアー

参加者のご希望に合わせて体験内容を決めていく最大2泊3日のオーダーメイド型ツアーです。稲刈りや縄跳びなどの「農村体験」、雪かきや雪遊びなどの「雪国体験」などが体験できます。参加するには、宿泊費や交通費などを補助します。

対象	補助内容
宿泊費	【補助率】 宿泊費（飲食費を除く）の1/2 【上限額】 5,000円/泊/人 家族で参加する場合は10,000円/泊/世帯
レンタカー使用料	【補助率】 レンタカー使用料の1/2 【上限額】 4,000円/24時間
上越市までの交通費	【補助率】 居住地から当市までの交通費（燃料代を除く）の1/2 【上限額】 10,000円/人 家族で参加する場合は20,000円/世帯



移住体験ツアーページ

問合せ先：上越市多文化共生課
(電話 025-520-5674)

[民]移住体験施設

週末だけの短期滞在から長期滞在まで移住体験可能な施設が、市内に4つあります。いずれも住民団体が管理しており、「上越暮らし」の体験にはもってこいです。



所在地	施設概要
金谷区(中ノ俣)	旧中ノ俣小学校の教員宿舎を活用し、平成27年にオープンしたログハウス調の宿です。茅葺古民家の残る集落の景観と里山の自然を満喫できます。
安塚区(安塚)	安塚の中心地に築80年以上経過した空き家を改修しました。都会では味わえない魅力が満喫でき、四季の移り変わりを体験・散策できます。
安塚区(朴の木)	古民家を改修した、生活のためのシェアハウスです。有志による市民団体「わっしょいハウス倶楽部」が運営しています。
柿崎区(下牧)	外部から移住者を受け入れ、集落を活性化することを目的に、下牧・平沢・水野集落で組織する「米山山麓ファン倶楽部」が管理、運営を行っています。



移住体験施設ページ

問合せ先：上越市多文化共生課
(電話 025-520-5674)

3 移住サポート

行政と各団体が連携し、あなたの移住をお手伝いします

[民]移住者まると支援会

旧東頸城地域を中心に移住してきた人、これから移住を考える人をサポートする団体です。美しい大自然の中でおいしいお米を味わいながら、日本人の心の故郷で暮らしませんか？



問合せ先：移住者まると支援会
(電話 025-592-2230)

[民]上越やまざと暮らし応援団

大島区・吉川区の住民で構成する団体で、自然豊かな山里で自分らしく暮らしたい人を応援しています。山里の暮らしは埋もれた資源でいっぱい。「農業で食糧」「林業でエネルギー」など、新しい暮らしを一緒に実現しましょう！



問合せ先：上越やまざと暮らし応援団
事務局長 嶋谷幸彦さん
(電話 090-7704-6793)

[民]柿崎を食べる会

柿崎区と農業をこよなく愛する8人の若手農業者「柿崎8 (エイト)」のメンバーが、湧き水の豊かな米山の山麓で田舎暮らしを楽しんでいます。そんな彼らが、柿崎での暮らしを全面サポート。県外からの移住者も多いことから、移住の苦労や悩みも気軽に相談に応じます。



問合せ先：柿崎を食べる会事務局
(電話 025-520-6003)

[民]移住促進諏訪の会

諏訪区は上越市高田平野のほぼ中央にあり、海にも山にも近い。緑豊かな自然と空気の下で子育て、農業、趣味等々田舎暮らしを満喫できるようサポートいたします。



問合せ先：移住促進諏訪の会
会長 古川 正美さん
(電話 090-8873-1126)

[民]かみえちご山里ファン倶楽部

通称・桑取谷と呼ばれる中山間地域をフィールドに、地域づくり活動に取り組んでいます。

海と山が車で10数分という近さにあり、山歩き(冬は雪遊び)と海遊びがいつでも楽しめるほか、伝統行事が色濃く残る地域です。自給自足にチャレンジしたい方、空き家を生かしたカフェやゲストハウスなどを開業したい方、工房がほしい方など、山里への移住に興味のある方は、気軽にお問い合わせください。皆様と地域を「つなぐ」サポートをいたします。



問合せ先：NPO 法人 かみえちご山里ファン倶楽部
(電話 025-541-2602)

4 就職

就職活動や就職後の暮らしをサポートします

[市]移住支援金(上越市移住・就業支援金)

東京23区(在住者、または東京圏のうち法で定める条件不利地域以外からの通勤者)から上越市へ移住し、就業等した方に支援金を支給します。

【補助対象者】

以下の(1)から(3)の要件を全て満たし、①から⑤の要件のいずれかを満たす人が対象となります。

- (1) 直近10年のうち通算5年以上、東京23区に在住又は通勤していること。ただし、直近1年以上は東京23区に在住又は通勤していること
- (2) 申請時において上越市に転入してから1年以内であること
- (3) 申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること
※5年以内に転出した場合は、支援金を返還いただきます。

- ① 新潟県が運営する就職マッチングサイトを利用し、県内の中小企業等に新規就業している
- ② 新潟県起業支援事業に係る起業支援金(地域課題解決枠)の交付決定を受けている
- ③ 自己の意志により上越市に移住し、引き続き業務をテレワークで実施する
- ④ 国のプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を活用し、勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在する法人等に在職している
- ⑤ 関係人口への特認

就業(勤務場所が県内であり、かつ、週20時間以上の無期雇用契約に基づいた雇用であること)又は就農(50歳未満、中山間地域で就農する人にとっては61歳未満)する人であって、かつ、以下のア、イのいずれかを満たす人

ア 転入日から過去1年間のうちで、「上越市ふるさと暮らし支援センター」又は市主催ないし市が参加する移住関連イベントで、オンラインを含む対面での移住相談を行った人

イ 転入日から過去1年間のうちで、次のいずれかの市の事業に参加した人
移住体験ツアー、おためし農業体験、ITサテライトオフィス見学ツアー

【支援金の額】

<基本額>

・2人以上の世帯：100万円 ・単身世帯：60万円

<加算額>

・若者加算：一律10万円加算(市独自)

① 単身 18歳以上40歳未満の人

② 世帯 世帯員のいずれかが18歳以上40歳未満の世帯

・子育て加算：18歳未満*の子の人数×100万円

※：申請日が属する年度の4月1日時点における年齢

【申請時期】

上越市に転入してから1年以内に申請

【その他】

- ・上記内容の他にも詳細な要件があるため、申請にあたっては必ず市ホームページから要件をご確認ください。
- ・上記内容は、いずれも令和6年度の申請のうち、令和6年4月1日以降に転入した方の要件になります。令和6年3月31日までに転入された方は、令和5年度の要件になります。
- ・なお、要件は、予告なく変更となる場合があります。



移住支援金(上越市移住・就業支援金)ページ

問合せ先：上越市産業政策課
(電話 025-520-5730)

[県] いいがた暮らし・しごと支援センター

新潟県内の企業や求人状況を熟知した相談員が常駐し、それぞれの希望にあった求人紹介、ご相談に対応します。

<大手町オフィス>

【所在地】大手町・TOKIWAブリッジ4階（東京駅日本橋口徒歩3分）

【開設時間】10:30～18:30 休業日／火曜日・祝日・年末年始

※大手町オフィスは、新たな首都圏情報発信拠点「銀座・新潟情報館 THE NIIGATA」のオープンにあわせ、銀座に移転予定です。詳細はHPで確認ください。

問合せ先：いいがた暮らし・しごと支援センター
(電話 03-6281-9256)

[国]ハローワーク(公共職業安定所)

全国550か所以上のハローワークで集めた求人をもとに、ひとりひとりに合ったお仕事が見つかるよう、相談しながらお仕事の紹介を行っています。(フルタイム、パートタイム)

また、市内の求人情報は、ハローワークの窓口のほか、ご自宅のパソコンやスマートフォンからも検索できます。



ハローワーク
インターネットサービス

問合せ先：ハローワークインターネットサービス
<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

[市]上越市インターンシップ

大学等に進学した学生・生徒等が地元企業に就職しやすい環境を整えるとともに、学生の就職意識の啓発と市内定着を図るため、市内の企業情報を発信し、インターンシップを推進しています。

インターンシップを希望される方は、専用ホームページをご覧ください。



インターンシップページ

問合せ先：上越市産業政策課
(電話 025-520-5730)
ホームページ <https://www.j-internship.jp>



[県]U・Iターン学生就職面接等交通費助成事業

新潟県外に在住する学生が、新潟県内で就職活動やインターンシップ等を行う際の交通費や宿泊費を支援します。

【補助対象者】

新潟県外にある大学等(大学(院)、短期大学、専門学校)に在学している学生

※県LINE公式アカウント「新潟Uターン情報 YOU TURN」への登録が必要

【補助要件】

次のいずれかに該当する活動のために来県する場合

- ・新潟県内の企業が県内で行う企業説明会に参加する
- ・新潟県内で開催される合同企業説明会に参加する
- ・新潟県内の企業が県内で行う採用試験または面接を受ける
- ・新潟県内の企業が県内で行うインターンシップ等に参加する

【補助内容】

住所地と目的地の往復交通費(公共交通機関)及び宿泊費の1/2
<上限額>1回1万円 ※年3回まで申請可

【申請期限】

令和6年度分：令和7年3月31日まで



ホームページ



LINE登録

問合せ先：新潟県しごと定住促進課
(電話 025-280-5259)

[県]Uターン促進奨学金返還支援事業

新潟県出身の若者等のUターンを促進するため、奨学金の返還を支援します。

【概要】

大学等卒業後、県外での勤務経験を1年以上有する30歳未満の本県出身者が本県にUターン就業した場合に、一定期間、奨学金の返還を支援するもの

【支援内容】

最長6年間、最大120万円

【対象となる奨学金】

- ・日本学生支援機構の奨学金(第一種、第二種)
- ・新潟県奨学金
- ・母子・父子・寡婦福祉資金(修学資金)
- ・生活福祉資金貸付制度(教育支援費)

【申請時期】

県内に転入後6か月以内

問合せ先：新潟県しごと定住促進課
(電話 025-280-5635)

[市]就労促進家賃補助金

U・Iターン等により市内の賃貸住宅に入居する人を対象に、家賃の一部について1年間補助します。

【補助対象者】

- (1) 上越市外から転入し住民登録した日から1年以内に就職した人
- (2) 上越市内に住所を有する初めて就職した人で、就職した日に50歳未満の人

【補助対象要件】

- (1) フルタイム勤務で期間の定めのない労働契約に基づき就職した人
- (2) 上越市内の賃貸住宅に居住すること（勤務する企業等の社宅や社員寮、公営住宅等は除く）
- (3) 市税を滞納していないこと
- (4) 勤務する事業所の人事異動等により、将来、市外に転出する見込みがない人
- (5) 勤務先の主たる事業所（本店）が、上越市内にある「中小企業、大企業、介護福祉施設等の社会福祉法人等」であること
- (6) 他の公的制度による家賃助成について期間を重複して受けていない人

【補助内容】

- ・補助期間 : 1年間
- ・補助金の額: 月額家賃から管理費・共益費・勤務先の住居手当等を除いた額の2分の1

<上限額>

- ・医療、福祉、建設業の分野の企業等に就職した人: 月額2万円
- ・その他の企業等に就職した人: 月額1万円

【申請時期】

就職した日から2か月以内に申請



就労促進家賃補助金ページ

問合せ先: 上越市産業政策課
(電話 025-520-5730)

[市]移住定住応援家賃補助金

市外から移住し市内の賃貸住宅に入居する人を対象に、家賃の一部について1年間補助します。

【補助対象者】

- (1) 上越市外から転入し住民登録した日から1年以内に市内に主たる事業所を設けた50歳未満の個人事業主等
- (2) 上越市外から転入し1年以内に就職した50歳未満の人

【補助対象要件】

- (1) 上越市内に主たる事業所を開設した人または就職（1週間の所定労働時間が20時間以上）した人
- (2) 上越市内の賃貸住宅に居住すること（勤務する企業等の社宅や社員寮、公営住宅等は除く）
- (3) 市税を滞納していないこと
- (4) 勤務する事業所の人事異動等により、将来、市外に転出する見込みがない人

※5年以内に転出した場合は、補助金を返還いただきます。

- (5) 他の公的制度による家賃助成について期間を重複して受けていない人

(注1)公務員は対象になりません

(注2)申請者は、原則として移住者本人で賃貸住宅の契約者であり、賃貸住宅の家賃の支払いをしている人となります。

【補助内容】

- ・補助期間 : 1年間
- ・補助金の額: 月額家賃から管理費・共益費・勤務先の住居手当等を除いた額の2分の1

<上限額>

- ・個人事業主等: 月額2万円
- ・就職した人 : 月額1万円

【申請時期】

- ・上越市に転入した日から1年以内に起業・就職をした人
⇒ 上越市に主たる事業所を開設した日、又は就職をした日から2か月以内に申請
- ・起業・就職をした日から2か月以内に上越市に転入した人
- ・市外の事業所等に雇用され、転入した賃貸住宅等において勤務を行う人
⇒ 転入した日から2か月以内に申請



移住定住応援家賃補助金ページ

問合せ先: 上越市多文化共生課
(電話 025-520-5674)

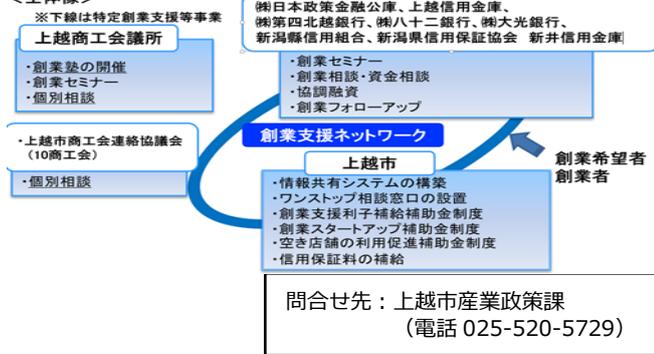
5 起業・創業

新たに事業を開始したい方をサポートします

[市・民]上越市創業支援ネットワーク

上越市では、上越商工会議所、(株)日本政策金融公庫高田支店、新潟県信用保証協会、(株)第四北越銀行、(株)八十二銀行、(株)大光銀行、上越信用金庫、新井信用金庫、新潟県信用組合の9機関と連携し、「創業支援ネットワーク」を設置しています。

創業支援ネットワークでは、関係機関の専門性やノウハウをいかにしながら、創業希望者の皆さんが創業しやすい環境の整備を進めます。
<全体像>



[市]移住定住応援家賃補助金

市外から移住し市内の賃貸住宅に入居する人を対象に、家賃の一部について1年間補助します。

【補助対象者】

- 上越市外から転入し住民登録した日から1年以内に市内に主たる事務所を設けた50歳未満の個人事業主等
- 上越市外から転入し1年以内に就職した50歳未満の人

【補助対象要件】

- 上越市内に主たる事業所を開設した人または就職(1週間の所定労働時間が20時間以上)した人
- 上越市内の賃貸住宅に居住すること(勤務する企業等の社宅や社員寮、公営住宅等は除く)
- 市税を滞納していないこと
- 勤務する事業所の人事異動等により、将来、市外に転出する見込みがない人
※5年以内に転出した場合は、補助金を返還いただきます。
- 他の公的制度による家賃助成について期間を重複して受けていない人
(注1)公務員は対象になりません
(注2)申請者は、原則として移住者本人で賃貸住宅の契約者であり、賃貸住宅の家賃の支払いをしている人となります。

【補助内容】

- 補助期間 : 1年間
- 補助金の額: 月額家賃から管理費・共益費・勤務先の住居手当等を除いた額の2分の1

<上限額>

- 個人事業主等: 月額2万円
- 就職した人: 月額1万円

【申請時期】

- 上越市に転入した日から1年以内に起業・就職をした人
⇒ 上越市に主たる事業所を開設した日、又は就職をした日から2か月以内に申請
- 起業・就職をした日から2か月以内に上越市に転入した人
- 市外の事業所等に雇用され、転入した賃貸住宅等において勤務を行う人
⇒ 転入した日から2か月以内に申請



移住定住応援家賃補助金ページ

問合せ先：上越市多文化共生課
(電話 025-520-5674)

[市]上越市創業スタートアップ支援補助金

人口減少の緩和や持続可能な市内経済の構築のため、創業による若者や女性等の多様で柔軟な働き方の実現を目指し、起業しやすい環境の構築に向けて必要な経費の一部を支援します。

【補助対象者】

創業塾を修了した(令和6年度は予定者を含む)創業予定者等

【対象経費】

事業所の増改築費、備品・設備購入費、賃貸料、広告宣伝費等

【補助金の額】

通常枠 : 1/2 (上限 50万円)

U I J ターン女性活躍推進枠: 2/3 (上限 66.6万円)

【申請時期】

開業届を提出する前に申請

※補助対象経費に事務所等の家賃が含まれる場合、物件の契約前に申請する必要があります



創業スタートアップ支援補助金ページ

問合せ先：上越市産業政策課
(電話 025-520-5729)

[市]上越市創業支援利子補給補助金

新規創業者や創業・第二創業を行う創業塾修了者を支援するため、金融機関から事業に要する資金を借り入れた場合、利子相当額を補助します。

【補助対象者】

(1) 一般枠

創業前又は創業後1年以内の新規創業者のうち、金融機関から事業のために資金を借り入れる人

(2) 創業塾修了者枠

創業・第二創業前又は創業・第二創業後5年以内の上越商工会議所主催「創業塾」修了者のうち、金融機関から事業のために資金を借り入れる人

【支援内容】

最大7年間分の利子相当額を前渡しで補助

【補助対象要件】

(1) 一般枠

- 補助対象融資額: 500万円
- 融資に係る年利率: 0.9%
- 利子支払期間: 7年間

(2) 創業塾修了者枠

- 補助対象融資額: 1,000万円
- 融資に係る年利率: 2.0%
- 利子支払期間: 7年間

【申請時期】

融資実行を受ける前に申請



創業支援利子補給補助金ページ

問合せ先：上越市産業政策課
(電話 025-520-5729)

[市]空き店舗等利用促進補助金

中心市街地や13区の商業地の活性化を図るため、また、まちなか居住の推進を図るため、補助対象区域の空き店舗や空き家を活用した商業施設の出店や事務所の開設を行う個人・法人等に対して改装費の一部を補助します。

【補助対象区域】

- ・高田地区：本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、本町七丁目、大町五丁目、南本町三丁目町内会
- ・直江津地区：中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、住吉町、西本町一丁目、西本町二丁目、西本町三丁目、天王町町内会、福永町町内会
- ・13区：(安塚区、浦川原区、大島区、牧区、柿崎区、大潟区、頸城区、吉川区、中郷区、板倉区、清里区、三和区、名立区の一部)

【補助対象者】

空き店舗や空き家を活用した商業施設の出店や事務所の開設を行う個人・法人等

【対象経費】

改装費及び設計費

【補助金の額】

- ・1階店舗等…上限100万円(補助率1/2)
- ・2階等店舗等…上限50万円(補助率1/4)

【補助対象要件】

- (1) 1週間に5日以上営業すること
- (2) 営業日には午前9時から午後7時までの間に4時間以上営業すること
- (3) 出店日から3年間は閉鎖及び閉店しないこと
- (4) 補助対象区域内での移転や、過去に営業していた同店舗における事業ではないこと
- (5) 市税を滞納していないこと など



空き店舗等利用促進補助金ページ

問合せ先：上越市産業政策課
商業・中心市街地活性化推進室
(電話 025-520-5734)

6 サテライトオフィス等の設置

サテライトオフィス等を設置する事業者や人をサポートします

[市]サテライトオフィス等家賃補助金

新たに市内にオフィスを開設する事業者には、オフィスの家賃の一部を補助します。

【補助対象者】

- (1) 開設するサテライトオフィス等で行う事業が下記に該当すること
 - ・通信業
 - ・情報サービス業
 - ・インターネット附随サービス業
 - ・映像情報制作・配給業
 - ・デザイン業
 - ・広告業(インターネット広告業に限る) など
- (2) 開設するサテライトオフィス等内に常時勤務者が1人以上いること
- (3) 市外から移住し、市内で起業・創業する場合は、サテライトオフィス等を開設する人が次のいずれかに該当すること
 - ① サテライトオフィス等を開設する際に市内へ転入すること
 - ② 市内へ転入した日から起算して1年以内であること
- (4) 市税を滞納していないこと

【補助額】

オフィスの家賃の1/2(上限120万円/年) ※最長3年間

【申請時期】

賃貸オフィスを開設した日から2か月以内に申請

問合せ先：上越市産業立地課
(電話 025-520-5736)

[市]サテライトオフィス等リフォーム等補助金

新たに市内にオフィスを開設する市外の事業者には、オフィスのリフォーム等に要する費用の一部を補助します。

【補助対象者】

サテライトオフィス等家賃補助金の補助対象者と同じ

【補助額】

オフィスの購入、リフォーム費用の2/3(上限200万円)

【申請時期】

物件の購入前、リフォーム工事着工前に申請

問合せ先：上越市産業立地課
(電話 025-520-5736)

[県]U・Iターン創業応援事業

県内での地域課題や社会課題の解決に資する事業を立ち上げた、U・Iターン起業家等へ起業に必要な経費の一部を助成します。要件など詳細は、下記へお問い合わせください。

問合せ先：にいがた産業創造機構(NICO)
(電話 025-246-0051)

[県]起業チャレンジ応援事業

県内での地域課題や社会課題の解決に資する事業を立ち上げた新規事業者へ起業に必要な経費の一部を助成します。

要件など詳細は、下記へお問い合わせください。

問合せ先：にいがた産業創造機構(NICO)
(電話 025-246-0051)

[市]サテライトオフィス等視察費用補助金

サテライトオフィス等の開設の検討に向けた、市内視察に要する費用等の一部を補助します。

【補助対象者】

- (1) 開設を検討するサテライトオフィス等が次のいずれかの業種に該当すること
 - ・通信業
 - ・情報サービス業
 - ・インターネット附随サービス業
 - ・映像情報制作・配給業
 - ・デザイン業
 - ・広告業(インターネット広告業に限る) など
- (2) 他の公的機関による視察費用補助を受けていないこと

【補助額】

- (1) 宿泊費(夕食費を除く)、施設利用料の10/10
(上限10,000円/1人) ※1事業者あたり2人まで
- (2) 交通費(公共交通機関の運賃、現地レンタカー代等)の10/10
(上限50,000円/1事業者)

【申請時期】

視察を実施する前に申請

問合せ先：上越市産業立地課
(電話 025-520-5736)

[市]上越妙高駅周辺地区商業地域レンタルオフィス・サポート事業補助金

上越妙高駅周辺地区商業地域内において賃貸オフィスに新たに入居する企業に対し、オフィスの家賃の一部を補助します。

【補助対象者】

- (1) 入居する企業が次のいずれかの業種に該当すること
 - ・建設業
 - ・製造業
 - ・IT・情報産業
 - ・運輸業
 - ・卸売業
 - ・不動産業
 - など
- (2) 20㎡以上のオフィスで、常時2人以上の従業員がいること
- (3) 賃貸スペースの1/2以上が事務スペースであること
- (4) 令和8年3月31日までに営業を開始すること
- (5) 市税を滞納していないこと
- (6) 他の公的制度による同種の補助を受けていないこと

【補助額】

- 1年目：オフィスの家賃の1/2（上限100万円/年）
- 2年目：オフィスの家賃の1/3（上限100万円/年）
- 3年目：オフィスの家賃の1/4（上限100万円/年） ※最長3年間

【申請時期】

対象オフィスを開設した日から2か月以内に申請



上越妙高駅周辺地区商業地域レンタル
オフィス・サポート事業補助金ページ

問合せ先：上越市交通政策課
(電話 025-520-5632)

7 住宅

空き家や分譲地をお探しの方はこちらをご覧ください

[市]空き家情報バンク制度

空き家の有効活用と市外からの定住を促進し、地域の活性化を図るため、所有者から登録していただいた市内の売買又は賃貸可能な空き家情報をホームページで公開しています。



上越市空き家情報バンク

問合せ先：上越市建築住宅課
(電話 025-520-5786)
ホームページ：「上越市 空き家バンク」で検索

[市]まちなか居住推進事業（空き家マッチング制度）

まちなかにおける空き家の利活用を促進するため、市がフンストップ窓口となり、空き家の所有者と利活用希望者のマッチングを行います。お気軽にご連絡ください。

※まちなか：上越市立地適正化計画で定める誘導重点区域（高田地区の25町内会区域、直江津地区の15町内会区域）

このほか、空き家マッチング制度や空き家情報バンクに登録された空き家の購入や賃借等の補助金制度を用意しています。詳細は市ホームページをご覧ください。

※補助金制度を活用できる区域は、市から「まちなか居住推進地区」に認定された町内会の区域です。

推進地区：大町5丁目、南本町3丁目（令和6年3月末現在）

※令和6年度、直江津地区においては各種支援を試行的に実施しているため、下記のモデル地区に限っては「まちなか居住推進地区」に認定されていなくても支援制度を活用できます。

モデル地区：あけぼの、天王町、福永町（中央1丁目の一部、中央3丁目の一部、中央4丁目の一部）



市 HP まちなか居住推進事業

問合せ先：上越市都市整備課
(電話 025-520-5764)
ホームページ：「上越市 まちなか居住」で検索

[市]移住定住応援住宅取得費補助金

市外から移住し、市内で住宅を取得（新築、建売住宅・中古住宅の購入）する際の費用の一部を補助します。

【補助対象者】

- (1) 上越市に転入前で、これから住宅を取得する人、
又は市外から転入し3年以内に住宅を取得する人、
又は住宅を取得後、1年以内に転入した人
 - (2) 居住することを目的に住宅を取得する人
 - (3) 取得した住宅に5年以上居住する人
※5年以内に取得した住宅から転居・転出した場合は、補助金を返還いただきます。
 - (4) 申請日において50歳未満の人
 - (5) 市区町村税を滞納していない人
- (注1) 申請前に当市に一度でも居住していた場合は、最後に当市を転出してから5年以上経過していること
- (注2) 申請者は、移住者本人で新築工事（建売または中古住宅の売買）契約者であり、住宅取得費用の支払い者かつ住宅を所有する人となります。

【補助対象経費】

住宅の取得に係る経費から、本市の他の住宅取得を支援する補助金等の対象経費を減じた額が100万円以上のもの（消費税込み）

【補助額】

<基本額>

- ・住宅の新築、建売住宅の購入：40万円
- ・中古住宅の購入：20万円

<加算額>

- ・子育て世帯、中山間地域への移住者：各10万円
- ・県特認世帯：最大20万円

概要：子育て世帯や県外からの転入者の中古住宅購入を支援
(申請日前に当市に転入した人は、転入した日から2年以内に補助金の交付を申請した人)

加算率：基本額及び他の加算額の合計の1/2

【申請時期】

- ・上越市に転入前で、これから住宅を取得する人
- ・上越市に転入後、3年以内に住宅を取得する人
⇒ 住宅を新築する人は着工日前に、建売・中古住宅を購入する人は売買契約日前に申請
- ・住宅を取得後、1年以内に上越市に転入した人
⇒ 転入から6か月以内に申請（実績報告不要）

【留意事項】

- ・補助金実績報告書
事業完了日（住宅の取得をし、及び本市に転入した日）から1月を経過する日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに提出
(補助金申請年度の年度末までに提出されない場合は交付できません)
- ・住宅の取得日
新築住宅：新築に係る工事が完了した日、又は工事費用の支払が完了した日のいずれか遅い日
建売住宅・中古住宅：購入費用の支払が完了した日



移住定住応援住宅取得費補助金ページ

問合せ先：上越市多文化共生課
(電話 025-520-5674)

[市]まちなか居住推進事業補助金（空き家の購入支援）

若者・子育て世帯を対象に、空き家を購入する費用の一部を補助します。物件についてはお問い合わせください。

※対象区域は、市から「まちなか居住推進地区」に認定された町内会の区域です。

推進地区：大町5丁目、南本町3丁目（令和6年3月末現在）

※令和6年度、直江津地区においては各種支援を試行的に実施しているため、下記のモデル地区に限っては「まちなか居住推進地区」に認定されていなくても支援制度を活用できます。

モデル地区：あけぼの、天王町、福永町（中央1丁目の一部、中央3丁目の一部、中央4丁目の一部）

【補助対象者】

次の要件を全て満たす人

- ・自己居住用として、補助対象区域内の空き家を購入し、補助対象区域外又は賃貸住宅から当該空き家へ住民票を異動する予定の人
- ・補助金の申請日において満40歳未満の人がいる世帯、又は子育て世帯であること
- ・市税に未納がないこと

【補助要件】

空き家マッチング制度又は空き家情報バンクに登録された空き家を購入すること

【補助額】

<基本額>

子育て世帯 建物代の1/2（上限：130万円）・・・**①**
土地代の1/2（上限：130万円－**①**）

その他世帯 建物・土地代の1/2（上限：100万円）

<加算額>

子育て世帯 **①**の1/2

【申請時期】

売買契約締結前に申請

【留意事項】

- ・自己居住用として、市の空き家マッチング制度又は空き家情報バンクに登録されたまちなかの空き家を購入する費用への補助であるため、物件の選定段階から市への相談が必要
- ・補助金交付後、10年以上居住する意思を有すること
- ・町内会に加入し、町内会活動等に協力する意思を有すること

【その他】

・まちなか居住推進事業では、高田地区の町家や直江津地区の住宅所有者を対象としたリフォーム支援制度があります。空き家の購入支援と併用できます。

高田地区：改修費の1/2（上限：100万円。子育て世帯は上限130万円）

直江津地区（子育て世帯限定）：改修費の1/2（上限：130万円）

※空き家の場合は別途加算があります。詳細はお問い合わせください。



市 HP まちなか居住推進事業
支援・補助金制度の紹介

問合せ先：上越市都市整備課
(電話 025-520-5764)

[市]移住定住応援家賃補助金

市外から移住し市内の賃貸住宅に入居する人を対象に、家賃の一部について1年間補助します。

【補助対象者】

- (1) 上越市外から転入し住民登録した日から1年以内に市内に主たる事務所を設けた50歳未満の個人事業主等
- (2) 上越市外から転入し1年以内に就職した50歳未満の人

【補助対象要件】

- (1) 上越市内に主たる事業所を開設した人または就職(1週間の所定労働時間が20時間以上)した人
- (2) 上越市内の賃貸住宅に居住すること(勤務する企業等の社宅や社員寮、公営住宅等は除く)
- (3) 市税を滞納していないこと
- (4) 勤務する事業所の人事異動等により、将来、市外に転出する見込みがない人
※5年以内に転出した場合は、補助金を返還いただきます。
- (5) 他の公的制度による家賃助成について期間を重複して受けていない人
(注1)公務員は対象になりません
(注2)申請者は、原則として移住者本人で賃貸住宅の契約者であり、賃貸住宅の家賃の支払いをしている人となります。

【補助内容】

補助期間 : 1年間
補助金の額 : 月額家賃から管理費・共益費・勤務先の住居手当等を除いた額の2分の1

<上限額>

- ・個人事業主等 : 月額2万円
- ・就職した人 : 月額1万円

【申請時期】

- ・上越市に転入した日から1年以内に起業・就職をした人
⇒ 上越市に主たる事業所を開設した日、又は就職をした日から2か月以内に申請
- ・起業・就職をした日から2か月以内に上越市に転入した人
- ・市外の事業所等に雇用され、転入した賃貸住宅等において勤務を行う人
⇒ 転入した日から2か月以内に申請



移住定住応援家賃補助金ページ

問合せ先 : 上越市多文化共生課
(電話 025-520-5674)

[市]就労促進家賃補助金

U・Iターン等により市内の賃貸住宅に入居する人を対象に、家賃の一部について1年間補助します。

【補助対象者】

- (1) 上越市外から転入し住民登録した日から1年以内に就職した人
- (2) 上越市内に住所を有する初めて就職した人で、就職した日に50歳未満の人

【補助対象要件】

- (1) フルタイム勤務で期間の定めのない労働契約に基づき就職した人
- (2) 上越市内の賃貸住宅に居住すること(勤務する企業等の社宅や社員寮、公営住宅等は除く)
- (3) 市税を滞納していないこと
- (4) 勤務する事業所の人事異動等により、将来、市外に転出する見込みがない人
- (5) 勤務先の主たる事業所(本店)が、上越市内にある「中小企業、大企業、介護福祉施設等の社会福祉法人等」であること
- (6) 他の公的制度による家賃助成について期間を重複して受けていない人

【補助内容】

- ・補助期間 : 1年間
- ・補助金の額 : 月額家賃から管理費・共益費・勤務先の住居手当等を除いた額の2分の1

<上限額>

- ・医療、福祉、建設業の分野の企業等に就職した人 : 月額2万円
- ・その他の企業等に就職した人 : 月額1万円

【申請時期】

就職した日から2か月以内に申請



就労促進家賃補助金ページ

問合せ先 : 上越市産業政策課
(電話 025-520-5730)

[市]まちなか居住推進事業補助金(お試し居住家賃支援)

まちなかの暮らしを気軽に体験できるよう、空き家に賃貸で入居するための家賃の一部を補助します。物件についてはお問い合わせください。

※対象区域は、市から「まちなか居住推進地区」に認定された高田地区の町内会の区域です。

推進地区 : 大町5丁目、南本町3丁目(令和6年3月末現在)

【補助要件】

- ・空き家マッチング制度又は空き家情報バンクに登録された空き家を居住用として借りること
- ・他の公的制度による家賃助成について期間を重複して受けていないこと など

【補助内容】

補助期間 : 1年間
補助金の額 : 月額家賃から管理費・共益費・勤務先の住居手当等を除いた額の2分の1(上限2万円)

【申請時期】

賃貸借契約した日から起算して2月以内に申請
※居住用として、市の空き家マッチング制度または空き家情報バンクに登録されたまちなかの空き家を賃借する費用への補助であるため、物件の選定段階から市への相談が必要



市 HP まちなか居住推進事業
支援・補助金制度の紹介

問合せ先 : 上越市都市整備課
(電話 025-520-5764)

[市]空き家定住促進利活用補助金

市外からの移住者で、当市に10年以上定住する意思があり、空き家を所有（見込みを含む）する方が行う当該空き家のリフォーム工事に要した経費（20万円以上）の一部を補助します。

【対象家屋】

対象者が所有（見込みを含む）する空き家

【補助額】

修繕費の1/3（上限50万円）…①

<加算>

- ・子育て世帯、県外からの移住者、市が定める誘導重点区域内への移住者にはそれぞれ10万円を加算…②
- ・誘導重点区域内の空き家で公共下水道への接続工事を行う場合、接続費用の1/3（上限30万円）を加算…③
- ・新潟県空き家利活用支援事業の対象者（子育て世帯、県外からの移住者）には、さらに上記①～③の合計額の1/2を加算

【その他】

Uターン者の場合は、当市から転出後1年以上経過した方とします。

【申請時期】

空き家の売買契約締結後1年以内かつ当市へ転入後1年以内で、工事の契約・着工前に申請

問合せ先：上越市建築住宅課
(電話 025-520-5786)

[市]定住促進生家等利活用補助金

自分や親の生家等への市外からの移住者や市内転居者で、その生家等に10年以上定住する意思がある方が行う当該生家等のリフォーム工事に要した経費（20万円以上）の一部を補助します。

【対象家屋】

本人または配偶者の2親等内の直系親族が所有（見込みを含む）する住宅

【補助額】

生家への転居者が行う修繕費の1/3（上限50万円）…①

<加算>

- ・子育て世帯、県外からの移住者、市が定める誘導重点区域内への移住者にはそれぞれ10万円を加算…②
- ・誘導重点区域内の生家で公共下水道への接続工事を行う場合、接続費用の1/3（上限30万円）を加算…③
- ・新潟県空き家利活用支援事業の対象者（子育て世帯、県外からの移住者）には、さらに上記①～③の合計額の各1/2を加算

【その他】

生家を出た方が戻る場合は、生家を出てから3年以上経過した方とします。

【申請時期】

生家等でない住宅で3年以上居住後、生家等において居住開始後1年以内で、工事の契約・着工前に申請

問合せ先：上越市建築住宅課
(電話 025-520-5786)

[市]空き家活用のための家財道具等処分費補助金

県外からの移住者で、空き家を所有（見込みを含む）する方またはその空き家の売主が行う当該空き家内にある家財道具等の搬出・処分等に要した経費（5万円以上）の一部を補助します。

【対象家屋】

対象者が所有（見込みを含む）する空き家等で、空き家情報バンクに登録（予定を含む）してある空き家等

【補助額】

家財道具等の処分費の1/2（上限10万円）

【その他】

Uターン者の場合は、当市から転出後1年以上経過した方とします。

【申請時期】

空き家の売買契約締結後、処分等請負契約前に申請

問合せ先：上越市建築住宅課
(電話 025-520-5786)

[市]公営住宅

特定公共賃貸住宅、賃貸住宅、一般公営住宅の入居者を募集しています。入居については所得要件などが定められています。



問合せ先：上越市建築住宅課
(電話 025-520-5785)

[市]克雪すまいづくり支援事業補助金

補助対象地域で克雪住宅を整備する人に、補助金を交付します。

【補助額】

- ・融雪式住宅で要援護世帯に該当する世帯：上限55万円
- ・融雪式住宅で要援護世帯に該当しない世帯：上限44万円
- ・耐雪式・落雪式・高床落雪式で要援護世帯に該当する世帯：上限44万円
- ・耐雪式・落雪式・高床落雪式で要援護世帯に該当しない世帯：上限33万円

【補助対象地域】

大潟区、頸城区を除く市内全域

【申請時期】

申請する年度の4月1日以降に契約し、着工前に申請

問合せ先：上越市建築住宅課
(電話 025-520-5786)

[市]屋根雪下ろし命綱固定アンカー等設置費補助金

雪下ろし時の転落事故を防止する命綱固定金具（アンカー）等の設置工事に要する費用の一部を補助します。

【対象住宅】

- ・自己が所有または居住する市内の一戸建て住宅（新築含む）
- ・住宅と一体となって使用する附属屋（カーポート含む）

【補助対象工事】

次の(1)～(3)にかかる設置・取替工事。(3)は(1)または(2)と同時設置または既に設置済みの場合に限りです。

- (1) 命綱固定アンカー
- (2) 転落防止柵
- (3) 固定式はしご

【補助額】

- ・要援護世帯：補助対象工事費の2/3、上限10万円
- ・一般世帯：補助対象工事費の1/2、上限10万円

【申請時期】

工事の契約・着工前に申請

問合せ先：上越市建築住宅課
(電話 025-520-5786)

[市]木造住宅耐震診断支援事業

【耐震診断】無料

昭和56年5月31日以前着工の木造住宅の耐震診断を希望する市民の方に、木造住宅耐震診断員を派遣し、無料で耐震診断を実施します。

【耐震改修】上限120万円

耐震診断の結果、補強が必要とされた木造住宅について、耐震改修費用の一部を補助します。

【段階的耐震改修】上限70万円

耐震診断の結果、補強が必要とされた高齢者等が居住する木造住宅について、1階の耐震改修費用の一部を補助します。

【耐震シェルター、耐震ベッド等設置】上限30万円

耐震診断の結果、補強が必要とされた高齢者等が居住する木造住宅について、耐震シェルター及び耐震ベッド等の設置費用の一部を補助します。

【除却】上限 30 万円

耐震診断の結果、耐震性が低いとされた木造住宅について、そのすべてを取り壊す費用の一部を補助します。



問合せ先：上越市建築住宅課
(電話 025-520-5783)

[市]都市ガス料金割引制度(新築お祝い割、子育てプラス割)

新築や燃料転換等で新たに都市ガスを使用する場合、都市ガスを料金を割り引きます。

■新築お祝い割

【対象者】

- (1) 新築で新たに都市ガスを導入する人
- (2) 都市ガスをすでに導入している建物を建て替え、建て替え後も継続して都市ガスを使用する人
- (3) リフォーム等により新たに都市ガスを導入する人
※アパートやマンション等の集合住宅は適用になりません。

【割引内容・期間】

- ・割引内容：従量料金の5% (基本料金は割引対象外)
- ・割引期間：適用開始日から最大6年間
詳細は下記へお問い合わせください

■子育てプラス割

【対象者】

新築お祝い割の補助対象者で、一般住宅において中学卒業までの子供が同居している人

【割引内容・期間】

- ・割引内容：従量料金の10% (基本料金は割引対象外)
- ・割引期間：適用開始日から新築お祝い割の適用終了まで

問合せ先：上越市ガス水道局経営企画課
(電話 025-522-5514)

[市]都市ガス機器設置助成金制度

上越市内で都市ガスを燃料とし各機器を導入する場合、導入に係る費用の一部を助成します。

【スケジュール】

- ・申請開始 令和6年4月8日(月)から
- ・報告書提出期限 令和7年3月6日(木)まで

■ガス衣類乾燥機助成金

【条件等】

- ・住宅や併用住宅(店舗等)で使用のこと

【助成金額】

30,000円/台 70台(先着順)

■家庭用燃料電池システムエネファーム助成金

【条件等】

- ・住宅や併用住宅(店舗等)で使用のこと

【助成金額】

400,000円/台 5台(先着順)

■ガス給湯器エコジョーズ助成金

【条件等】

- ・潜熱回収型給湯器(エコジョーズ)であること
- ・暖房機能を備えていること

【助成金額】

- ・暖房機器と同時設置の場合：30,000円/台 25台(先着順)
- ・給湯器のみ(暖房機能付)：20,000円/台 35台(先着順)

問合せ先：上越市ガス水道局経営企画課
(電話 025-522-5514)

[市]市が分譲している住宅団地

市では良質な宅地を供給し、より多くの方に豊かな自然に囲まれてゆとりのある生活をお送りいただくために、住宅団地を分譲しています。また、住宅団地のほか、市有財産(遊休地)の売払い一覧についても市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

【分譲している住宅団地】

- ・中郷区 中郷郷清水住宅団地
- ・名立区 名立白山住宅団地
- ・大潟区 大潟雁子浜住宅団地
- ・上越妙高駅周辺の住宅団地



市が分譲している住宅団地ページ

問合せ先：上越市資産活用課
(電話 025-520-5642)

8 子育て（情報収集・相談）

子育てに関する相談はこちらまで

[市]じょうえつ子育て info

様々な子育て相談から、保育園、認定こども園等に関する情報の提供など、関係機関と連携して、ワンストップ窓口を開設しています。

【開設場所】

上越市市民交流施設高田城址公園オーレンブラザ
こどもセンター内（本城町8-1）

【開設時間】

9：00～16：30

※毎月第2・第4火曜日（この日が祝日の場合は翌日）、12月29日～翌年1月3日は休み

問合せ先：じょうえつ子育てinfo
（電話 025-526-1214）
メール：kosodateinfo@za.wakwak.com

[市]子育て応援ステーション

子育てに関する情報やイベント、健診や各種予防接種などの情報を専用のホームページに掲載しています。

メールマガジン、ツイッターの配信も行っています。



ホームページ

問合せ先：上越市こども家庭センター
（電話 025-520-5725）
<https://www.jkosodate.jp/>

[市]子育て関連施設における相談

保育園や子育てひろば等において、子育て相談に常時応じるほか、保健師など専門職員による相談室を定期的に開催しています。

【公立保育園】

保育士が対応します。

【こどもセンター】

こどもセンターのスタッフが対応します。
定期的に専門員による相談室を開設しています。

【子育てひろば】

子育てひろばの職員が対応します。
定期的に専門員による相談日があります。

【じょうえつ子育てinfo】

子育てinfoのスタッフが対応します。

問合せ先：上越市こども家庭センター
（電話 025-520-5725）

[市]母子・父子自立支援員による就労支援事業

母子・父子自立支援員がひとり親家庭の父または母の就労支援を行っています。

【対象者】

ひとり親家庭の父または母

【支援内容】

就労に向けた相談、ハローワークへ同行など

問合せ先：上越市こども家庭センター
（電話 025-520-5726）

9 子育て（遊びや交流）

保護者同士で交流したり、子どもが遊んだりできる施設です

[市]こどもセンター

子どもの遊びの場、保護者同士の交流の場としてご利用いただけるほか、子育て相談や子育て情報の提供、講座等を行っています。

■オーレンブラザこどもセンター

【開設場所】 上越市市民交流施設高田城址公園オーレンブラザ
（本城町8-1）

【休館日】 毎月第2・第4火曜日（この日が祝日の場合は翌日）、
12月29日～翌年1月3日

【開設時間】 8：30～17：00

【利用料金】 無料

■市民プラザこどもセンター

【開設場所】 上越市市民プラザ2階（土橋2554）

【休館日】 毎月第3水曜日（この日が祝日の場合は翌日）、
12月29日～翌年1月3日

【開設時間】 8：30～17：00

【利用料金】 無料



問合せ先：上越市こども家庭センター
（電話 025-520-5725）

[市]子育てひろば

就園前の子どもの遊びの場、保護者同士の交流の場としてご利用いただけるほか、子育て相談や子育て情報の提供も行っています。

【開設日時】 月～金曜日の9:30～15:30（祝日、年末年始を除く）

※一部、開設時間の異なる子育てひろばがあります。

※その他、保育園一体型の子育てひろばもあります。

名称	開設場所
かすが子育てひろば	認定こども園かすが保育園内
高志子育てひろば	幼保連携型認定こども園高志こども園内
なかよし子育てひろば	認定こども園なかよし保育園内
ほたる子育てひろば	認定こども園ほたる保育園内
マリア子育てひろば	認定こども園マリア愛児園隣接
高田大谷子育てひろば	認定こども園高田大谷保育園隣接
城西子育てひろば	認定こども園城西保育園隣接
聖母子育てひろば	認定こども園聖母マリアこども園近接
ミルフィーユ子育てひろば	認定こども園マハヤナ幼稚園 ミルフィーユ保育園内
たちばなカンガルー 子育てひろば	たちばな認定こども園内
うらがわら子育てひろば	うらがわら保育園内
柿崎子育てひろば	柿崎第一保育園内
はまっこ子育てひろば	はまっこ保育園内
まつかぜ子育てひろば	まつかぜ保育園内
くびき子育てひろば	南川保育園内
よしかわ子育てひろば	認定こども園よしかわ保育園内
中郷子育てひろば	中郷保育園内
いたくら子育てひろば	いたくら保育園内
きよさと子育てひろば	きよさと保育園内
さんわ子育てひろば	さんわ保育園内
たちばな子育てひろば	名立たちばな保育園内

問合せ先：上越市こども家庭センター
（電話 025-520-5725）

10 子育て（預ける）

上越市は「待機児童0」。仕事と子育ての両立を応援します

保育園は、保護者の就労、病気、妊娠・出産等の理由により、日中家庭において保育することのできないお子さんを保護者に代わって保育する施設です。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、地域の子育て支援を行う施設で、3～5歳のお子さんは、保護者の働いている状況に関わりなく教育・保育を一緒に受けることができます。

上越市内には、公立保育園34園、私立保育園3園、認定こども園28園の計65か所の保育施設があります。

年度の途中で入園を希望する場合は、希望する園に空きがあるか各園に直接お問合せください。また、例年9月1日から10月31日まで次年度の4月入園の申込みを受け付けています。詳細はお問合せください。

[市]公立保育園

	保育園名	住所
1	南新町保育園	南新町 2-15
2	東本町保育園	東本町 3-6-27
3	稲田保育園	稲田 1-6-1
4	大和保育園	大和 2-12-43
5	戸野目保育園	戸野目 136
6	上雲寺保育園	上雲寺 3
7	和田保育園	上箱井 552-1
8	高土保育園	飯田 1322-1
9	子安保育園	鴨島 298-2
10	三郷保育園	本長者原 118-4
11	諏訪保育園	上真砂 32-2
12	富岡保育園	富岡 3003-12
13	夷浜保育園	夷浜 154
14	やちほ保育園	上荒浜 41-1
15	有田保育園	安江 1-6-30
16	たにはま保育園	有間川 424-1
17	保倉保育園	下吉野 403
18	北諏訪保育園	上千原 580
19	安塚保育園	安塚区安塚 1341-5
20	うらがわら保育園	浦川原区顕聖寺 767
21	大島保育園	大島区大平 5114-1
22	牧保育園	牧区小川 1802-1
23	柿崎第一保育園	柿崎区柿崎 5866-1
24	柿崎第二保育園	柿崎区柿崎 7051-1
25	上下浜保育園	柿崎区上下浜 446
26	下黒川保育園	柿崎区下小野 1509
27	はまっこ保育園	大潟区土底浜 1889-1
28	まつかぜ保育園	大潟区九戸浜 374 甲
29	南川保育園	頸城区上吉 1787-1
30	大瀧保育園	頸城区千原 135
31	明治保育園	頸城区手島 241
32	中郷保育園	中郷区八斗峙 178-2
33	いたくら保育園	板倉区針 668-3
34	きよさと保育園	清里区岡嶺新田 57

[民]私立保育園

	保育園名	住所
1	くろだ保育園	黒田 601
2	つちはし保育園	土橋 2455
3	さんわ保育園	三和区浮島 57

[民]幼保連携型 認定こども園

	園名	住所
1	マハヤナ幼稚園 ミルフィューユ保育園	下門前 1817
2	たちばな認定こども園	中央 1-14-31
3	聖上智オリーブこども園	春日新田 2-9-7
4	たちばな春日認定こども園	春日山町 3-1-39
5	認定こども園なかよし保育園	稲田 3-6-6
6	大曲こども園	新光町 1-10-14
7	高志こども園	木田新田 1-1-7
8	聖母マリアこども園	五智 1-5-3
9	ひがししろこども園	東城町 1-2-5
10	いずみぎ(アイ)こども園	南新町 1-5
11	明照幼稚園	寺町 3-8-20

[民]幼稚園型 認定こども園

	園名	住所
1	真行寺幼稚園	中央 5-1-1
2	もみじ幼稚園	西城町 3-9-17
3	上越カトリック天使幼稚園	西城町 2-4-4

[民]保育所型 認定こども園

	園名	住所
1	マリア愛児園	西城町 2-3-12
2	ほたる保育園	飯 1955
3	和同保育園	仲町 6-4-28
4	門前にここにこども園	下門前 1910
5	高田大谷保育園	寺町 2-24-8
6	こがね保育園	京田 132-10
7	城西保育園	上中田 1134-7
8	五智保育園	五智 3-20-2
9	下門前保育園	下門前 1930
10	よしかわ保育園	吉川区原之町 1819-1
11	名立たちばな保育園	名立区名立大町 205
12	かすが保育園	春日山町 1-3-23
13	なおえつにここにこども園	西本町 4-17-6

[民]地方裁量型 認定こども園

	園名	住所
1	森のこども園てくてく	下正善寺 527

問合せ先：上越市幼児保育課
(電話 025-520-5720)

[市・国]幼稚園

区分		園名	住所
市立	1	高田幼稚園	大手町 5-37
国立	2	上越教育大学附属幼稚園	山屋敷町 1

問合せ先：上越市教育総務課
(電話 025-545-9261)

[市]ファミリーヘルプ保育園

緊急時または一時的な保育ニーズに応えるため、24時間預かり可能な一時保育を行います。

【対象者】

市内に住所を有する生後8週間から就学前までの乳幼児の保護者で、就労、疾病、介護、災害、リフレッシュ等で緊急または一時的に乳幼児の保育ができず、かつ、同居の親族等による保育ができないと認められる人

【利用時間】

7：00～22：00（年中無休）

※宿泊を伴う保育については、24時間を限度に緊急一時的な場合に限りご利用いただけます。

問合せ先：上越市幼児保育課
(電話 025-520-5720)



[市]病児・病後児保育室

病気の回復期に至っていないため、または病気の回復期にあるため集団保育等が困難なとき、保育園や幼稚園等に代わって保育等を行います。

また、病児保育室では、保育園等で体調不良となった子どもを保護者に代わって迎えに行き、医療機関での受診後、一時的な保育を行います。

	病児保育室	病後児保育室
対象児童	市内に住所を有する生後3か月～小学生	
	病気の回復期に至っていないため集団保育が困難であり、保護者の勤務等の都合により家庭で保育が困難な子ども	病気の回復期にあるため集団保育が困難であり、保護者の勤務等の都合により家庭で保育が困難な子ども
開設日時	月～金曜日の8：00～18：00 (祝日、年末年始を除く)	
開設場所	わたぼうし病児保育室 (栄町 2-2-25 塚田こども医院内併設)	わかさ保育室 (富岡646-1) がんぎ通り保育室 (寺町2-20-1 福祉交流プラザ2階)
利用料	2,000円/人・日 (別途診察料がかかります)	1,300円/人・日
その他	送迎利用の対象年齢は、生後6か月～小学生です。送迎利用を行う場合は、別途送迎費用がかかります。 ※上限2,000円/回	

問合せ先：上越市幼児保育課
(電話 025-520-5720)

[市]こども誰でも通園制度(仮称) ※試行実施

市内の公立保育園において、就労要件を問わず、月10時間まで時間単位で柔軟に利用できる保育サービスを提供します。

【対象者】

市内に住所を有する0歳6か月～満3歳未満(未就園児に限る)

【利用時間】

7：30～各園の閉園時間

※月10時間の利用を超えた場合は、他の制度をご利用ください。

問合せ先：上越市幼児保育課
(電話 025-520-5720)

[市・民]一時預かり保育

市内の一部の公立・私立保育園等において、緊急時や一時的な保育サービスを提供しています。

【一時預かりについて】

次のようなときに利用いただけます。

- ・保護者が、就労・病気・家族の看護・出産・冠婚葬祭などにより短期的に家庭で保育が困難となるとき
- ・定期的なパートや自営業の繁忙期など継続的に家庭で保育が困難となるとき
- ・育児疲れ解消などのリフレッシュをしたいとき

【一時預かり実施保育園】

区分	保育園名	住所
公立保育園	1 安塚保育園	安塚区安塚1341-5
	2 うらがわら保育園	浦川原区顕聖寺767
	3 牧保育園	牧区小川1802-1
	4 柿崎第一保育園	柿崎区柿崎5866-1
	5 はまっこ保育園	大潟区土底浜1889-1
	6 まつかぜ保育園	大潟区九戸浜374甲
	7 南川保育園	頸城区上吉1787-1
	8 大瀧保育園	頸城区千原135
	9 明治保育園	頸城区手島241
	10 中郷保育園	中郷区八斗時178-2
	11 いたくら保育園	板倉区針668-3
	12 きよさと保育園	清里区岡嶺新田57
保私立園	1 つちはし保育園	土橋2455
	2 さんわ保育園	三和区浮島57
認定こども園	1 認定こども園なかよし保育園	稲田3-6-6
	2 ほたる保育園	飯1955
	3 五智保育園	五智3-20-2
	4 よしかわ保育園	吉川区原之町1819-1
	5 名立たちばな保育園	名立区名立大町205
	6 なおえつにこにここども園	西本町4-17-6

問合せ先：上越市幼児保育課
(電話 025-520-5720)

[市]オーレンプラザこどもセンター一時預かり室

市内に住所を有する生後7か月から就学前までの乳幼児をお預かりします。

【開設場所】

上越市市民交流施設高田城址公園
オーレンプラザ(本城町8-1)

【休館日】

毎月第2・第4火曜日(この日が祝日の場合は翌日)、12月29日～翌年1月3日

【開設時間】

9：00～16：30



問合せ先：上越市こども家庭センター
(電話 025-520-5725)

[市]放課後児童クラブ

就労等により日中保護者の不在となる家庭の小学生（1年生～6年生）を対象に、遊びを主とする活動を通じて児童の健全育成と保護者の就労を支援します。市内48か所で開設しています。

【開設時間】

- ・平日 14：30～18：00
- ・土曜日、長期休業日、学校代休日 8：00～18：00
- ※終業式など学校が早上がりになる場合は、学校の授業終了に合わせて開設時間を繰り上げます。
- ※迎えの時間に合わせて午後7時まで延長して開設しています。
- ※土曜日、長期休業日、学校代休日を利用者から要望のあるクラブでは午前7時30分から開設しています。

【休日】

日曜日、祝日、12月29日～1月3日、その他教育委員会が必要と認める日

【利用形態】

通年、長期休業日、緊急一時利用



放課後児童クラブページ

問合せ先：上越市学校教育課
(電話 025-545-9271)

[市]ファミリーサポートセンター

育児の援助を行いたい人（提供会員）と育児の援助を受けたい人（依頼会員）が相互援助活動を行う会員組織です。アドバイザーが仲介し、会員相互の調整等を行っています。

【主な援助の内容】

- ・保育施設の保育開始時間前や保育終了後の子どもの世話
- ・保育施設までの子どもの送り迎え
- ・放課後児童クラブ終了後の子どもの世話
- ・保護者が病気や急用時の子どもを預かります

【利用料金】

依頼会員が提供会員に支払います。

活動時間帯	依頼会員負担額
月～金曜日の午前7時～午後7時	700円/1時間
早朝、夜間、土・日曜日、祝日	800円/1時間

- ※その他、食費やガソリン代等は実費となります。
- ※生活保護世帯・市民税非課税世帯及び児童扶養手当受給世帯は利用料金の助成があります。
- ※提供会員は、依頼会員からの支払額に加えて200円/時間の補助があります。

問合せ先：上越市こども家庭センター
(電話 025-520-5725)

11 子育て（経済的支援）

出産や子育てに係る経済的な負担を軽減します

[市]妊産婦医療費助成制度

保険診療により受診した医療費の自己負担額が無料となります。

【対象者】

上越市に住民票のある妊産婦

【助成対象期間】

妊婦の届出をした日の属する月の翌月初日（または転入日）から出産（流産）した日の属する月の翌月末日まで

【注意事項】

保険適用外の医療費や食事療養費（標準負担額減額認定証の交付を受けている方を除く）は自己負担となります。

問合せ先：上越市こども家庭センター
(電話 025-520-5726)

[市]子ども医療費助成制度

保険診療により受診した医療費の自己負担金のうち一部負担金を除いた額を助成します。

【対象】

入院・通院ともに18歳到達後の最初の3月31日まで

【一部負担金】

- ・入院：1日 1,200円
- ・通院：1回 530円（同じ医療機関で1か月5回目以降は無料）
- ・調剤：無料

【注意事項】

- ・保険適用外の医療費や食事療養費（標準負担額減額認定証の交付を受けている方を除く）は自己負担となります。
- ・小学校就学前児童及び市民税非課税世帯の小学生から高校卒業相当の年齢までは無料です。

問合せ先：上越市こども家庭センター
(電話 025-520-5726)

[市]子育てジョイカード

18歳までのお子さんが3人以上いる世帯に「子育てジョイカード」を交付し、カードを提示した人を対象に、協賛いただいた店舗などから商品の割引や特典などのサービスが提供されます。



【子育てジョイカード交付対象者】

市内に住所があり、18歳までのお子さんを3人以上養育する保護者

問合せ先：上越市こども家庭センター
(電話 025-520-5725)

12 子育て（医療機関）

小児科診療可能な医療機関の情報など

休診日などは各医療機関へ直接、お問い合わせください。

[市・県・民]小児科

病院名	住所	電話
飯内科クリニック	飯 2521-1	025-521-1171
五十嵐医院	青野 239	025-520-2202
かみむら小児科	下門前 1857	025-512-5556
くろきクリニック小児科	東城町 3-10-38	025-526-0120
小林医院	住吉町 1-12	025-543-3227
上越総合病院	大道福田 616	025-524-3000
小児科すこやかアレルギークリニック	藤野新田 1300	025-521-0700
小児科はやしクリニック	春日野 1-14-22	025-526-6200
斉藤医院	新保古新田 548-1	025-523-8500
笹川医院	港町 1-27-16	025-543-2675
塚田こども医院	栄町 2-2-25	025-544-7777
ながぬまこどもクリニック	上中田 1070	025-527-2211
新潟県立中央病院	新南町 205	025-522-7711
羽尾医院	稲田 3-6-20	025-523-2606
長谷川医院	国府 4-3-14	025-531-2100
早津内科医院	春日野 1-5-13	025-526-2511
ふもとクリニック	中央 1-23-26	025-543-2103
やちほ内科クリニック	下荒浜 848-1	025-531-0024
横山医院	南高田町 4-3	025-523-0115
大島診療所	大島区棚岡 1540-1	025-594-2323
上越市国民健康保険くろかわ診療所	柿崎区芋島新田 184	025-536-5302
さいがた医療センター	大潟区犀潟 468-1	025-534-3131
渡辺医院	大潟区渋柿浜 271-3	025-534-2307
山田クリニック	頸城区舟津 19-1	025-530-3116
内山医院	吉川区下町 1161-1	025-548-2400
名立診療所ひらはら内科クリニック	名立区名立大町 196	025-537-2001

問合せ先：上越市地域医療推進課
(025-520-5699)

[県・民]産婦人科

病院名	住所	電話
上田レディースクリニック	大豆 1-11-11	025-523-1103
大島クリニック	鴨島 1100	025-522-2000
上越総合病院	大道福田 616	025-524-3000
城北レディースクリニック	栄町 5-16	025-521-7700
菅谷ウイメンズクリニック	新光町 3-6-16	025-546-7660
新潟県立中央病院	新南町 205	025-522-7711

問合せ先：上越市地域医療推進課
(025-520-5699)

[市・県・民]総合病院

病院名	住所	電話
上越総合病院	大道福田 616	025-524-3000
上越地域医療センター病院	南高田町 6-9	025-523-2131
新潟県立中央病院	新南町 205	025-522-7711
新潟労災病院	東雲町 1-7-12	025-543-3123
新潟県立柿崎病院	柿崎区柿崎 6412-1	025-536-3131

問合せ先：上越市地域医療推進課
(025-520-5699)

[市]休日・夜間診療所

病院名	住所	電話
上越休日・夜間診療所	新光町 1-8-11	025-522-3777

※症状に関わらず、事前に必ず電話してから受診してください。
※6 か月未満の乳児は、医師の出勤状況により診察できない場合がありますので、電話の際に確認してください。

問合せ先：上越市地域医療推進課
(025-520-5699)

[県]救急医療電話相談

夜間の急な病気（発熱、頭痛、腹痛、吐き気など）やけが等でお困りの方に、経験豊富な看護師などが医療機関の受診の必要性や、対処方法等について助言します。

【日時】

毎日午後 7 時～翌朝午前 8 時

【料金】

無料（ただし、通話料金はかかります）

【電話】

- ・ 15 歳未満
025-288-2525 または #8000（プッシュ回線など）
- ・ 15 歳以上
025-284-7119 または #7119（プッシュ回線など）

問合せ先：新潟県地域医療政策課
(電話 025-256-8947)

[県] AI 救急相談アプリ

急な病気やケガのときに、LINE から AI とのチャット形式で気軽に救急医療の相談ができます。



新潟県ホームページ

問合せ先：新潟県地域医療政策課
(電話 025-256-8947)

13 教育

上越市にある小学校、中学校、高等学校の情報など

上越市内には、市立以外も含め、小学校 48 校、中学校 22 校、高等学校 11 校があります。



[市・国]小学校

	学校名	所在地
1	大手町小学校	大手町 2-20
2	東本町小学校	東本町 2-2-7
3	南本町小学校	南本町 3-9-1
4	黒田小学校	黒田 463-1
5	飯小学校	飯 1946
6	富岡小学校	富岡 3117
7	稲田小学校	稲田 1-6-7
8	和田小学校	上箱井 202
9	大和小学校	大和 2-13-3
10	春日小学校	大豆 1-13-11
11	高志小学校	木田 3-1-25
12	諏訪小学校	上真砂 2040
13	三郷小学校	長者町 442-1
14	戸野目小学校	戸野目 682
15	上雲寺小学校	上雲寺 16
16	大町小学校	大町 3-2-32
17	高土小学校	高津 49
18	八千浦小学校	下荒浜 782-1
19	直江津小学校	住吉町 3-5
20	直江津南小学校	中央 1-7-1
21	北諏訪小学校	上千原 165
22	保倉小学校	上吉野 146-2
23	有田小学校	安江 42
24	春日新田小学校	春日新田 1274
25	国府小学校	五智 4-1-10
26	谷浜小学校	有間川 445
27	高田西小学校	大貫 2-1-1
28	安塚小学校	安塚区安塚 2575
29	浦川原小学校	浦川原区横川 321
30	大島小学校	大島区大平 3735
31	牧小学校	牧区国川 1550-1
32	柿崎小学校	柿崎区柿崎 601-1
33	上下浜小学校	柿崎区上下浜 569
34	下黒川小学校	柿崎区柳ヶ崎 707
35	大潟町小学校	大潟区土底浜 1621
36	南川小学校	頸城区上吉 414
37	大瀧小学校	頸城区百間町 1134
38	明治小学校	頸城区日根津 2929
39	吉川小学校	吉川区原之町 1819-1
40	中郷小学校	中郷区二本木 704
41	板倉小学校	板倉区針 1129
42	豊原小学校	板倉区高野 730-4
43	清里小学校	清里区岡嶺新田 180
44	里公小学校	三和区鴨井 710

45	上杉小学校	三和区今保 584
46	美守小学校	三和区本郷 668
47	宝田小学校	名立区車路 290
48	国立学校法人 上越教育大学附属小学校	西城町 1-7-1



小学校一覧ページ

問合せ先：上越市学校教育課
(電話 025-545-9244)

[市・県・国]中学校

	学校名	所在地
1	城北中学校	栄町 4-24
2	城東中学校	本城町 4-60
3	城西中学校	南新町 3-3
4	雄志中学校	下池部 707
5	八千浦中学校	下荒浜 879
6	直江津中学校	西本町 4-15-2
7	直江津東中学校	安江 282-1
8	春日中学校	春日野 1-9-3
9	潮陵中学校	西戸野 24
10	東頸中学校	浦川原区顕聖寺 350
11	牧中学校	牧区小川 1752
12	柿崎中学校	柿崎区法音寺 392-1
13	大潟町中学校	大潟区潟町 575
14	頸城中学校	頸城区潟口 60
15	吉川中学校	吉川区下町 1130
16	中郷中学校	中郷区二本木 663
17	板倉中学校	板倉区針 1034-1
18	清里中学校	清里区岡野町 1525
19	三和中学校	三和区島倉 2267
20	名立中学校	名立区赤野俣 532-1
21	国立大学法人 上越教育大学附属中学校	本城町 6-2
22	新潟県立 直江津中等教育学校	西本町 4-20-1



中学校一覧ページ

問合せ先：上越市学校教育課
(電話 025-545-9244)

[県・民]高等学校

	学校名	所在地
1	高田高等学校	南城町 3-5-5
2	高田北城高等学校	北城町 2-8-1
3	高田農業高等学校	東城町 1-4-41
4	上越総合技術高等学校	本城町 3-1
5	高田商業高等学校	大字中田原 90-1
6	高田南城高等学校	南城町 3-3-8
7	有恒高等学校	板倉区針 583-3
8	久比岐高等学校	柿崎区柿崎 7075
9	学校法人古川学園上越高等学校	寺町 3-4-34
10	学校法人関根学園高等学校	大貫 2-9-1

問合せ先：新潟県教育庁高等学校教育課
(電話 025-280-5609)

[市]奨学金

経済的理由などにより就学が困難な学生などを対象に、無利息で奨学金の貸付けを行っています。

保護者の住所が市内にあり、高校や短大、大学などに在学する人で、教育委員会の定める成績要件を満たし、保護者等の所得額が基準以下の人が対象です。



上越市奨学金ページ

問合せ先：上越市学校教育課
(電話 025-545-9244)

[市]定住促進奨学金

市内に居住しながら、市外の学校に通う学生を対象に、公共交通機関の定期代を奨学金としてお貸しします。

さらに、卒業後も上越市に居住し、就業する人を対象に返還額の3分の2に相当する額を免除することで、若者の定住を促します。

【対象者】

次のいずれにも該当する人

- ・上越市内に居住する30歳未満の人
- ・市外の大学、大学院、高等専門学校（専攻科を含む）または専修学校（専門課程に限る）に在学する人
- ・主として公共交通機関（鉄道、路線バス等）を利用して通学する人

【貸付期間】

貸付決定の月から、在学する学校の最短修業年限の終期まで

【貸付額】

1か月あたり6万円以下（無利子）

【返還期間】

4年以上16年以内



定住促進奨学金ページ

問合せ先：上越市多文化共生課
(電話 025-520-5674)

[県]新潟県奨学金

新潟県では経済的理由で就学困難な高校生等を対象として奨学金を貸与しています。世帯で本県にU・Iターンした人からの申込みは随時受け付けています。貸与条件等の詳細はお問合せください。

問合せ先：新潟県教育庁高等学校教育課
(電話 025-280-5638)

[市] 上越市若者奨学金返還支援助成金

大学等への進学を後押しと卒業後の市内定住を促進するため、奨学金返還額の一部を支援します。

【交付対象者】

次のいずれにも該当する人

- (1) 上越市に通算3年以上居住している人または居住していた人
- (2) 大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第4学年または第5学年に限る）または専修学校（専門課程に限る）の在学中に奨学金の貸与を受け、卒業し、奨学金を返還している人
- (3) 上越市に住民登録があり、実際に居住していて、市内に定住する意思を有する人
- (4) 助成金の交付を受ける令和7年度末（令和8年3月31日）時点の年齢が満30歳以下の人
- (5) 市税を滞納していない人
- (6) 公務員（会計年度任用職員を含む）として就職していない人
- (7) 上越市が貸与する奨学金の返還の全部または一部を免除されていない人
- (8) 暴力団、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員に関係していない人

【支援内容】

助成対象期間：最長60か月（5年間分）

※29歳になる年度までの間に、上越市に住民登録があり、かつ居住しながら奨学金を返還した月が対象

助成金の額：交付申請年度の前年度における奨学金返還額の3分の2

<上限額>

年20万円、累計100万円まで

【対象となる奨学金】

- ・地方公共団体、大学等が貸与する奨学金
- ・日本学生支援機構が貸与する奨学金
- ・その他これらに類する団体が貸与する奨学金

※教育ローンは対象外です。

※有利子・無利子は問いません。



上越市若者奨学金返還支援助成金ページ

問合せ先：上越市総合政策課
(電話 025-520-5626)

[県]Uターン促進奨学金返還支援事業

新潟県出身の若者等のUターンを促進するため、奨学金の返還を支援します。

【概要】

大学等卒業後、県外での勤務経験を1年以上有する30歳未満の本県出身者が本県にUターン就業した場合に、一定期間、奨学金の返還を支援するもの

【支援内容】

最長6年間、最大120万円

【対象となる奨学金】

- ・日本学生支援機構の奨学金（第一種、第二種）
- ・新潟県奨学金
- ・母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金）
- ・生活福祉資金貸付制度（教育支援費）

【申請時期】

県内に転入後6か月以内

問合せ先：新潟県しごと定住促進課
(電話 025-280-5635)

14 農業を始めたい方へ

新たに農業を始めたい方が利用可能な各種支援制度です

[民]新・農業人フェア

「いつかは独立して農業を始めたい」「就職・転職先として農業を考えたい」「農業に興味があるが、何から始めたらいいかわからない」など、農業に興味のある方が気軽に情報を得られ、独立に向けた具体的な道筋や、就職・転職先が見つけれられるイベントです。



ゼロから農業を始めたい方にはおすすめ！上越市も出展する場合がありますので、ぜひ会場まで足をお運びください。

※新・農業人フェアは、農林水産省の補助事業として、株式会社農協観光が主催します。開催日程、会場は、問合せ先のホームページでご確認ください。

問合せ先：新・農業人フェアホームページ
<https://agri.mynavi.jp/shin-nogyojin/>

[民]全国新規就農相談センター

全国農業会議所内に設置された、新規就農に関する相談窓口です。対面やオンラインによる個別相談のほか、農業法人などの求人情報の公開、農業体験の案内、各都道府県で開催される就農相談会といったイベント情報の発信および、当センター主催のオンライン就農セミナーなども行っています。

【所在地】

東京都千代田区二番町 9-8
 中央労働基準協会ビル 2F 全国農業会議所

【交通】

JR 四ツ谷駅より徒歩 8 分
 東京メトロ有楽町線麹町駅より徒歩 4 分

【営業時間】

月～金曜日（祝祭日を除く）の 10:00～17:00

【利用料金】

無料

【公式 HP】

農業をはじめると <https://www.be-farmer.jp/>

問合せ先：全国新規就農相談センター
 (電話 03-6910-1133)



[国]新規就農者育成総合対策事業

新たに農業経営を開始する人（親元就農を含む）に対して、経営発展のための機械・施設等の導入費や経営開始時の資金を支援します。

■経営発展支援事業補助金

【補助額】

就農後の経営発展のために導入する機械・施設等の導入費の 3/4

【補助対象事業費上限】

1,000 万円（経営開始資金併用の場合 500 万円）

【対象者】

50 歳未満で令和 5 年度以降に新たに農業経営を開始する認定新規就農者。ただし、親元就農者は親の経営に従事してから 5 年以内に継承した人

■経営開始資金

【補助額】

12.5 万円/月（150 万円/年）×最長 3 年間

【対象者】

経営開始時に 50 歳未満の認定新規就農者。ただし、親元就農者は親の経営に従事してから 5 年以内に継承した人、かつ新規作物の導入等の取組を行う人



経営発展支援事業
 (農林水産省 HP)



経営開始資金
 (農林水産省 HP)

問合せ先：上越市農政課
 (電話 025-520-5749)

[市]おためし農業体験（宿泊費・交通費補助金）

実際に農作業を体験することで自分が目指す農業のイメージがより鮮明になります。参加者には、宿泊費や交通費を補助します。

対象	補助内容
宿泊費	【補助額】 宿泊費の 1/2 以内（上限 4 千円/1 泊） 【対象者】 市外在住の満 61 歳未満の方
交通費	【補助額】 交通費の 1/2 以内（上限 1 万円/1 回の参加） 【対象者】 市外在住の満 61 歳未満の方

※補助は、市内の宿泊施設に宿泊した場合に限る。



おためし農業体験ページ

問合せ先：上越市農政課
 (電話 025-520-5749)

[市]新規就農者の農地の確保、受入れ集落等とのマッチング支援

新規就農者の受入れが可能な農家や法人、集落等と新規就農者のマッチングを行います。

問合せ先：上越市農政課
 (電話 025-520-5749)

[市]大型特殊免許等取得費補助金

市内に転入または居住し、独立・自営就農もしくは就農に向けた研修を受ける方が、大型特殊免許や大型けん引免許を取得する場合に取得費の一部を補助します。

【補助額】

免許取得経費の1/2以内（最大10万円）

※大型特殊免許・けん引免許の一方のみの取得は上限5万円

【対象者】

市内に住所を有する50歳未満の人のうち、独立・自営就農または農業法人等に就業してから3年以内の方

（中山間地域で就農・就業者している方は61歳未満）

【申請時期】

免許取得前に申請



上越市農業なび

問合せ先：上越市農政課
（電話 025-520-5749）

[市]農業用機械購入費補助金

市内に転入または居住し、独立・自営就農または親元就農している場合に、農業用機械購入費（1台当たり20万円以上のものに限る）の一部を補助します。

【補助額】

機械購入経費の1/2以内（上限50万円）

※中山間地域で耕作している人は上限100万円

【対象者】

市内で独立・自営就農して3年以内（中山間地域の方は6年以内）であり、農地を50アール以上耕作している50歳未満の方（親元就農の方は、独立・自営就農者と同等の経営リスクを負って経営を開始する人）

（中山間地域で就農・就業修している方は61歳未満）

【申請時期】

機械購入前に申請

※大型の農業用機械は、県や国の補助事業により導入を支援します。また、導入内容や経営規模等により、支援メニューが異なります。



上越市農業なび

問合せ先：上越市農政課
（電話 025-520-5749）

[市]新規就農者住居費補助金

U・Iターンで新規就農や就農に向けた研修を受ける方が、市内の賃貸住宅（アパート等）に居住する場合に家賃の一部を補助します。

【補助期間】

1年間（独立・自営就農者に限り2年間）

【補助額】

家賃月額額の1/2以内（月額上限2万円）

【対象者】

本市に転入し、独立・自営就農又は農業法人等に就業してから3年以内で、50歳未満の方

（中山間地域で就農・就業している方は61歳未満）

【申請時期】

賃貸住宅に居住してから申請

【留意事項】

他の公的制度による家賃助成と期間を重複して受けることはできません。



上越市農業なび

問合せ先：上越市農政課
（電話 025-520-5749）

15 移住資金

移住される際に活用できる市内金融機関の各種制度です

[民]大光銀行 「UIJ ターン希望者に対する創業・就業支援」

地元企業への就業を希望する方への就業支援、帰郷後に創業をご計画の方へ創業計画のブラッシュアップや自治体の各種支援策等の情報提供を行う等、UIJターンをお考えの方をご支援します。

【対象者】

UIJターンにより創業、就業を希望する方

【要件】

特にありません。

※ご融資を希望の方は、所定の審査があります。

問合せ先：大光銀行

地域産業支援部 電話 0258-36-4111

東京支店 電話 03-3988-1221

横浜支店 電話 045-662-8621

川口支店 電話 048-224-2111

大宮支店 電話 048-644-2111

上尾支店 電話 048-776-2771

桶川支店 電話 048-787-4511

鴻巣支店 電話 048-541-7111

前橋支店 電話 027-251-6611

[民]八十二銀行 「創業応援資金<テイクオフ>」

創業をお考えの方、創業後間もない方向けに、スピーディーかつトータルに対応可能な専用ローンです。各種サポートも充実していますので、創業をご検討の方はぜひご相談ください。

【対象者】

6か月以内に創業を予定している方、もしくは創業後3年以内の法人・個人事業主の方

【要件】

個別にご相談に応じます。

問合せ先：詳しくは八十二銀行の各支店まで

高田支店 電話 025-524-4181

直江津支店 電話 025-543-3407

[民]日本政策金融公庫 「創業支援」「継ぐスタ」

日本政策金融公庫では、全国152支店のネットワークを生かして上越市へ移住して創業を目指す皆様を幅広くサポートしています。創業事例、創業融資制度、事業を受け継いでスタートする創業形態「継ぐスタ」など、日本政策金融公庫のホームページでは、様々な情報をお届けしておりますのでご覧ください。

■「創業支援」

・ <https://www.jfc.go.jp/n/finance/sougyou/>

■事業承継マッチング支援「継ぐスタ」

・ <https://www.jfc.go.jp/n/finance/jigyosyokei/matching/>

■日本政策金融公庫

・ <https://www.jfc.go.jp/>

問合せ先：日本政策金融公庫 高田支店 国民生活事業
電話：0570-020527